**「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」に対する府民意見等の募集結果及び**

**大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和３年１月29日（金曜日）から令和３年２月28日（日曜日）まで
* 募集方法：インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ
* 提出意見数：25名（団体含む）から109件（うちご意見等の公表を望まないもの２件）の意見提出がありました。

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわない範囲

で要約しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 該当項目 | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| 第１章　地球温暖化の現状と動向について | | | |
| １ | １ページ  １　地球温暖化の現状 | 地球温暖化問題の現状に、「地球温暖化の進行が加速している」という認識を追記し、共有することが必要である。近年、地球温暖化の進行が、科学が従来予測していたよりも早いスピードで進行していることを示す観測結果が数多く報告されている。一例を挙げると気象庁は、2020年2月20日の報道発表資料「地球温暖化が進行、2019年の海洋の貯熱量は過去最大に」で、「海洋による熱の蓄積速度は以前と比べて速くなっている」ことが分かったと報告、IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書（2019）」でも取り上げられていると報告している。 | いただいた御意見を踏まえ、本計画の１ページに、IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書（2019）」の記載内容として、近年になるにつれて地球温暖化が進んでいることを追記します。 |
| ２ | ２ページ  １　地球温暖化の現状 | 地球温暖化の現状についてP2で「IPCC第５次評価報告書」についてふれていますが、「設定した代表的濃度経路・・・（略）・・世界の平均気温は2.6～4.8℃上昇すると予測しています」だけでなく、「レジリエントな経路をたどることができ」のあとに「最も温暖化を抑えた場合は0.3℃～1.7℃に抑制できる」との記述もすべきです。目標については、「私たちは本計画を実施し、平均気温の上昇を工業化以前から1.5℃に抑制しなければなりません。」と、具体的に数値をしめし、それに向けて努力することが必要なことを明記すべきです。 | IPCC第５次評価報告書における地球温暖化による影響については、府民の皆様にとって簡潔な説明となるように最も昇温するケースのみを取り上げて紹介しています。  また、本計画17ページに、2030年度の削減目標を記載しており、それに向けて取組みを進めていくこととしています。 |
| ３ | ３ページ  ４ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | 2050年排出実質ゼロも重要だが、2030年までの10年間の取り組みが喫緊の課題であることを強調すべき。最近の１，２年の世界の動きをもっと明瞭に記載すること。  理由　世界は、2030年までにCO2排出量を約45％削減（2010年比）、2050年までに「実質ゼロ」にする動きである。そして2030年までの10年間の対策が決定的に重要だとしている。世界が変化している。政府もこのために排出ゼロを宣言していること、2030年までの早急な対策が必要である動きを強調すべき。COP25（2019年）の会議で、日本の取り組みが遅れていることは、種々のニュースで明らかにされている。大阪府としてはそれに追随することなく、大阪府市は2002年の大阪地産地消エネルギープラン」という先進的な取り組みをしてきたのであり、その伝統を大切に誇りをもって継続したい。 | 本計画において、第１章には、府の今後の取組みを検討する上での前提となる地球温暖化の現状と動向、第２章には計画の目標や基本的な考え方、そして第３章には、2030年に向けて具体的に取り組む項目を記載しています。  　いただいた御意見については、26～28ページに記載するあらゆる主体の意識改革・行動喚起の取組みを実施する際の参考にさせていただきます。  なお、３ページに、国際社会においては、今後10年間の取組みが重要とされており、中国の動向などを示して、脱炭素化への動きが活発になっていることを追記します。 |
| ４ | ３ページ  ４ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | 2050年排出実質ゼロが必要であることの記述がなく、これからの10年間の取り組みが極めて重要であることの意義を記述すべきです。引用の具体例も切迫感が伝わらないように思います。 |
| ５ | ３ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | 国際的動向についてP3で説明をしていますが、「1.5℃特別報告書」の内容を、具体的に記述すべきです。「『1.5℃特別報告書』では、1.5℃と2℃の気温上昇の0.5℃の違いによる気候変動の影響を明らかにし、1.5℃の上昇でも人類に大きな影響を与えることを指摘しています。そして、気温上昇を1.5℃に抑えるためには2030年までにCO2排出量を約45％削減（2010年比）、2050年までに『実質ゼロ』にする必要があるとし、そのためには2030年までの10年間の対策が決定的に重要だとしています。このことにより世界は、気温上昇を1.5℃に抑制するために2050年までに排出量を実質ゼロにすることに目標を変更し、対策を検討するようになりました。」と追記し、世界が変化している、大阪府もこのために排出ゼロを宣言していること、2030年までの早急な対策が必要であることを、府民に理解してもらうことが重要です。 | 本計画の３ページに、1.5℃と２℃の気温上昇による影響の違いに関するコラムを掲載するとともに、本文中で、パリ協定に定める内容として、1.5℃高い水準にするための努力を継続し、そのために2050年カーボンニュートラルの達成をめざすこと及び途上国を含む全ての参加国に排出削減の努力を求める枠組みであることを記載しています。  また、いただいた御意見を踏まえ、本計画の３ページに、今後10年間の取組みが重要とされていることを追記します。 |
| ６ | ３ページ  ４ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | 「問題解決のために残された時間は短く、従来にない規模で対策を今すぐ加速させる必要がある」という認識を追記し、共有することが必要である。工業化前からの世界の平均気温の上昇を1.5℃にとどめることは、2015年に採択されたパリ協定で努力目標とされている。IPCCはパリ協定採択以降に公表した報告書で、工業化前から1～2℃の気温上昇で、ティッピングポイント（地球の気候に不可逆的な変化を起こす「臨界点」）を超える可能性を警告し、世界では1.5℃目標こそ目指すべきであるとの認識が共有されている。国連環境計画（UNEP）は、世界の平均気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、各国が提出するNDCで温室効果ガスの削減目標での削減量を5倍に引き上げる必要があるとの報告書を公表し（2018年11月）、これまでの対策では削減量がまったく足りないことを明らかにした。2018年に気候変動による影響を最も受けた国はほかならぬ日本であった。UNEPは1.5℃目標のためには2020年からの10年間の場合、世界全体で毎年7.6％削減が必要で、2025年からの5年間の場合、毎年15.4％の削減が必要となり、これはほぼ不可能としている（2019年）。つまり、あと4年の対策が人類の生存にとって決定的に重要だと言われている。このたびの地球温暖化対策計画もこれまでにないスケールとスピードで実施されることが必要である。地球温暖化の加速的な進行、もたらされる危機への認識、切迫感が本案において明記され、それが広く共有されることによってはじめて、ステークホルダーが自分事としてとらえ、対策の重要性や、自身の行動変容、対策への協力に理解を示すことにつながるものと考える。 | いただいた御意見を踏まえ、本計画の３ページに、今後10年間の取組みが重要とされていることを追記します。  また、いただいた御意見を踏まえ、本計画の１ページに、IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書（2019）」の内容とともに、近年になるにつれて地球温暖化が進んでいることを追記します。  さらに、本計画５ページに、国として気候危機であるとの認識を示されたことを記載するとともに、７ページに、大阪における気候変動による影響の実例を写真も交えて示し、すでに気候危機と認識すべき状況であることを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| ７ | ３ページ  ４ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | 3～4頁、国際的動向に、日本は世界第5位の大排出国であり、累積排出量でも第6位であること、地球温暖化問題において日本が加害国の一つであるとの認識を追記し、共有することが必要である。日本は2019年に国連に提出した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、SDGsと関連し「気候変動は、他のSDGsの達成を左右し得る要素であるとも言える」と明記している。大阪府もその認識に立つことを明記し、地球温暖化対策の重要性を府民と共有することが必要である。 | 本計画５ページに、日本は世界の二酸化炭素排出量で５位であることに加え、一人当たりの排出量においても４位であることを図1-7で示しています。  　また、12ページに、今後の地球温暖化対策の推進にあたっての基本的な考え方として、SDGsの実現に向けて、気候変動対策に着目した施策だけではなく、環境・社会・経済の統合的向上に資する施策を展開していくことが重要であることを記載しています。 |
| ８ | ６ページ  ２　地球温暖化対策の動向 | P6のカーボンニュートラルの説明が不十分です。 　排出ゼロに向かって、府民の省エネとエネルギー転換により大幅な削減をすることが決定的に重要であり、そのためには、府民一人ひとりの努力と協力が必要なことを理解してもらう必要があると思います。現在の説明では、府民一人ひとりとの関連が弱いように思います。 | 本計画の６ページに、カーボンニュートラルの用語説明として、一般的なカーボンニュートラルの概念をコラムとして記載しています。  なお、府民一人ひとりの排出削減は重要であることから、第３章の2030年に向けて取り組む項目（取組項目１　あらゆる主体の意識改革・行動喚起）に掲げる各種取組を推進していきます。 |
| ９ | ７ページ  ３　大阪府域における地球温暖化の現状と対策 | P7で猛暑日と熱帯夜の比較を100年前と比較していますが、猛暑日は2007年から、熱帯夜は1967年ころから使われた言葉で、100年前と比較するのは意味がないと考えます。平均気温の上昇はここ10年間で大きく上昇しています。比較するのであれば、この10年間に大きく猛暑日も熱帯夜が増加していることを示し、温暖化が急速に進んでいることを示すべきです。 | 地球温暖化問題は、長期的に見ると影響が顕在化していることがわかりやすくなるものもあるため、本計画７ページに、大阪ではこの100年間で年平均気温が約２℃上昇し、猛暑日や熱帯夜日数が100年前と比べて顕著に増加している状況を表すデータを掲載しています。  また、同ページに掲載するグラフ（図1－8）により、1950年以降に上昇率が増加し、急速に温暖化が進んでいる状況を示しています。 |
| 10 | ７ページ  ３　大阪府域における地球温暖化の現状と対策 | 大阪府として、気候変動の危機的状況を周知し、温暖化対策を推進するために、計画内で気候非常事態に関する情報の発信、及び気候非常事態宣言の表明、もしくは準ずるような文言を示すべきだと考える。 　2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることができたとしても、既に気候変動による危機的状況、今後発生する被害はほぼ確実に存在する。そこで、気候非常事態宣言を行うことで、市民の意識改革、対策の推進を加速させる必要がある。 　大阪府下では既に複数自治体が気候非常事態宣言を表明しており、大阪府も温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言に引き続いて、気候非常事態宣言を表明するべきだと考える。 | 大阪府においては、2019年10月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しており、本計画では、あらゆる主体と気候危機の認識の共有を図りながら、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた2030年度目標を達成するための対策を実行することとしています。  　このため、「気候非常事態宣言」を行う考えはありません。 |
| 11 | ７ページ  ３　大阪府域における地球温暖化の現状と対策 | コロナ対策では、大阪府が、国の対策を『待ち』ではなく『リード』し緊急事態宣言や大阪モデルを発表し、対策をすすめてきました。府民は、その主体性に、信頼をおき、一丸となって、コロナ危機をのりこえようと頑張っています。地球温暖化に関しても、リーダーシップを発揮してほしいと思います。大阪はヒートアイランド現象もあり、世界の気温上昇より１℃も高い地域です。『気候危機緊急事態宣言』を出すに値する地域であると思います。『気候危機緊急事態』であると明記する事により、地球温暖化の危機的状況を府民と共有し、自分事と考え、一丸となってこの危機を乗り越えようとする気持ちが生まれると思いますので是非宣言をだしてください。 |
| 12 | ９ページ  10ページ  ３　大阪府域における地球温暖化の現状と対策 | ９～10頁のグラフは2005年以降のもので、2006年から2012年が省略されている。地球温暖化問題の基準年は国際的には1990年なので、大阪府も1990年以降の排出量及び電気の排出係数をグラフで示すべきであり、省略されている2006年から2012年についても、排出量及び電気の排出係数をグラフで示し、府民が推移をみることができるようにすべきである。 | 本計画の温室効果ガス排出量の推移に関するグラフは、原則として本計画の基準年度である2013年度以降の数値を表示することとしています。  なお、今後の進捗管理において、温室効果ガス排出量の長期的な推移の分析を行う場合など、必要に応じて、2006年度から2012年度のデータを提示することとします。 |
| 第２章　大阪府における今後の地球温暖化対策について | | | |
| 13 | 12ページ  １　対策推進にあたっての基本的な考え方 | 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」とあるが、「へ」を削除すること。これがあると、目標があいまいになっている。 | 2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの達成をめざしていくことを共有するために、「へ」を記載しています。 |
| 14 | 12ページ  14ページ  17ページ  １　対策推進にあたっての基本的な考え方 | 2050年のCO2排出実質ゼロをプランの中に位置づけること。 　2030年度の目標をさらに引き上げ、再生可能エネルギーの普及拡大を重視した対策にすること。 　水素やCCUなどの技術は2030年までは非現実的であるので、取り組みはよいが、対策効果の数値の中に入れないこと。 | 本計画の12ページの2050年のめざすべき将来像に、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」を明記しています。  2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。 　ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととします。  再生可能エネルギーについては、本計画14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。  また、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術をあげています。（削減効果の積み上げには算入していません。） |
| 15 | 12ページ  １　対策推進にあたっての基本的な考え方 | P12で対策推進にあたっての基本的な考え方が記載されており、「2030年までの具体的な行動を起こすための意識改革を促し、緩和策と適応策を着実に進めることが重要となります。」とありますが、この表現では、2030年までの重要性の認識が不十分といわざるを得ません。全府民への早急な啓発と現実的な取り組みの重要性を明記すべきです。 | 府として、2030年度の目標の達成が重要であることは十分認識しており、本計画「第３章　取組項目１　あらゆる主体の意識改革・行動喚起」の23ページに、気候危機の認識や2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの将来像を共有し、意識改革・行動喚起を行うことの重要性を示すとともに、26～29ページに、具体的な取組例を記載しています。 |
| 16 | 14ページ  １　対策推進にあたっての基本的な考え方 | P14で二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けたアプローチが記載されていますが、再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー100％の電力への転換を明記すべきです。また2030年以降はCO2の回収・有効利用などの脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入とありますが、CCS技術などは2030年までにコスト的にも実現の可能性は低く、また石炭火力の温存を前提としているもので、脱炭素社会に向けた実現可能な技術として表記するのは避けるべきです。 | 本計画14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。  また、38ページに再生可能エネルギーを含むCO2排出の少ないエネルギーの利用促進に関する取組項目を記載しています。  なお、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術をあげています。（削減効果の積み上げには算入していません。） |
| 17 | 14ページ  １　対策推進にあたっての基本的な考え方 | P14で、再生可能エネルギーの取り扱いを記載すべき。 　また2030年以降はCO2の回収・有効利用などの脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入とあるが、CCS技術などはいまだコスト的に無理であり、実現可能性が低く、また石炭火力の温存の根拠になるので、それを削除すべき。 |
| 18 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 2030年までの削減目標の設定はなぜ2013年度比40%なのでしょうか？個人的には、2050年ゼロカーボンに対しての2030年度目標設定が低いと思います。このペースでは2050年にゼロ排出を達成するのが厳しいように見えます。 | 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。  なお、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて削減目標等を見直すこととします。 |
| 19 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 2030年で2010年比で45%削減となっているが、大阪府では55％以上として、それを実現すべき。2050年までの道筋があいまいであるから、早めに大きな目標とすべき。 |
| 20 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 1.5℃特別報告書で指摘されているように2050年に排出ゼロのためには、2030年で2010年比で45%削減が必要です。大阪府でもさらに引き上げ、そのために何を実現すべきかの検討を進めるべきです。 |
| 21 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 環境大臣が「気候危機」を宣言しました。 　もはや、世界は平均気温上昇をパリ協定で定めた２℃ではなく、努力目標として掲げた1.5℃に抑えなければ、地球が危ないと認識し始めています。ましては、日本で一番温暖化の影響を受けている大阪だからこそ、環境政策策定は、国を待つことなく、1.5℃未満に抑えるという明確な目標をもつことが大切ではないかと考えます。 　首相が宣言した2050年温室効果ガス排出０に向け、2030年40％削減ではなく、EUなみに55%少なくとも50%削減の目標を掲げないと、間に合わないのではないかと心配になります。 　この10年が肝、もし、対策を怠れば、元に戻せなくなるといわれており、将来の子どもや孫の住む世界の事を考えると、40％削減ではなくもっと高い目標をもつ事が必要です。 |
| 22 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減」する現在の目標について、これよりもさらに高い温室効果ガス排出削減目標を設定するべきである。 　また、温室効果ガス排出削減量を目標として設定し、2030年までにより多くの温室効果ガスの排出削減を行うことを促すことを提案する。 　本目標において最重要視するべきは、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする計画として、この目標が整合しているかどうかだと考える。本計画では、2013年比40％の削減を掲げているが、現状年度として挙げる2017年で、既に40％の削減目標のうち5%を達成している状況にある。すなわち、2017年から2030年の13年で35％を削減する目標と読み替えることができる。この目標は、国の目標26％削減を上回るものではあるが、決して野心的な数値ではなく、他国の目標と比較しても低い目標数値となる可能性が高い。 　更に、温室効果ガスの排出削減は、排出ゼロ、または排出実質ゼロに数値が近くなればなるほど難易度が高まると予測できる。2030年になった時、残された20年で削減する温室効果ガスをできるだけ減らしておかなければ、2050年排出実質ゼロ目標が危ぶまれる。今、短期的目標として2030年の温室効果ガス排出削減量の目標をより高いものに設定し、より多くの温室効果ガス排出を削減しなければならないのではないか。 　まさに今、政策としての決断が求められているときと考える。少なくとも素案目標より高い温室効果ガス排出削減目標の設定を求める。 |
| 23 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 「第２章　大阪府における今後の地球温暖化対策について　２　2030年に向けた地球温暖化対策について　(5) 温室効果ガスの削減目標」について「2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標について、基準年度は国の地球温暖化対策計画と整合を図るため2013年度とし、数値目標は国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しました。」と記載されていますが、基準年度は国際的な基準が1990年度であり、2013年度は1990年度以降これまでで最も多く排出した年度であることからふさわしくないと考えます。一歩譲っても、2013年度比と1990年度比を併記すべきと考えます。数値目標は、2050年実質ゼロを前提に、その中間目標としてふさわしく、2030年に1.5℃未満に抑えられる排出量を基本に設定すべきです。「国連環境計画（UNEP）が分析した1.5℃目標の実現のために2030年までに世界全体で毎年7.6%の削減が必要となる」と言われています。これは10年間で55％削減が必要を意味します。EUも55％削減を打ち出しています。従って、「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減」はあまりにも低すぎる削減目標です。55％削減に変更することを提案します。また、「ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直します。」という但し書きは大阪府としての自主性がなさ過ぎます。国際基準に合わせるべきです。 | 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。  また、基準年度については、国の地球温暖化対策計画と整合を図るため2013年度としています。 　なお、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて削減目標等を見直すこととします。 |
| 24 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 17頁中段に、削減目標として「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減」とある。国が「2050年カーボンニュートラル」を掲げ、大阪府も「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を宣言している。本案は大阪府が、府民の暮らし、命、経済、産業をこれ以上危険な気候危機にさらさないための計画であり、工業化前からの気温上昇を1.5℃にとどめるために貢献する計画であるべきだと考えるが、「2013年度比で40％削減」で1.5℃目標にどう貢献できると考えているのか、「2013年度比で40％削減」の水準で2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを実現するために十分な水準かどうか、どう野心的なのか、この目標で何が実現できるのかを明記し、共有することが必要である。 | 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標について、数値目標は国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。 　ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととします。  　また、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、まずは2030年度の削減目標の達成に向けて、事業者や府民などあらゆる主体とともに、有効な取組みを推進していきます。 |
| 25 | 12ページ  14ページ  17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 大阪府内では、大阪市・枚方市・東大阪市・泉大津市・阪南市（2021年２月９日現在）のみが2050年CO2排出量実質ゼロ表明している。しかし、日本政府がゼロ宣言をした限り、大阪府全市がCO2排出量実質ゼロを表明し、目標の実現を目指さなければならない。そのためにも、大阪府がリーダシップを発揮し、府の対策を早急に進め、2050年CO2排出量実質ゼロを実現すべきである。 　しかし、大阪府地球温暖化対策実行計画の中の『CO2排出量実質ゼロの実現に向けたアプローチ』を読んでみても、それを実現するための具体的な行動指針がなく、説得力が全く感じられない。大阪府としてどう再生可能エネルギーの大幅な利用拡大に努めていくのか？どう都市と自然が融合した豊かな暮らしを実現するのか？など具体的な実現方法を記載すべきである。例えば、再生可能エネルギーにおける太陽光、風力、水力等の割合や脱原発の明記、そして、ネットゼロエネルギー住宅を増やす為の具体策としての補助金等。また、大阪府が掲げた2030年CO2排出量40％削減では、2050年CO2排出量実質ゼロの実現は不可能であり、気温の上昇を1.5℃の目標に向けては50％以上の削減が必要であると考える。 | 本計画の26ページに、府内市町村に対する2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明の働きかけを行っていく旨を記載しています。  　また、再生可能エネルギーについては、14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。  　なお、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととします。 |
| 26 | 12ページ  17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | ２　2030年に向けた地球温暖化対策について(5) 温室効果ガスの削減目標」 　数値目標は、2050年実質ゼロを前提にしたのであれば、その中間目標としてふさわしく、2030年に1.5℃未満に抑えられる排出量を基本に設定すべきです。 　また、P12 で対策推進にあたっての基本的な考え方が記載されており、「2030 年までの具体的な行動を起こすための意識改革を促し、緩和策と適応策を着実に進めることが重要となります。」とあり、この表現では、2030 年までの重要性が意識されているとは言えません。 　また、全府民への早急な啓発と現実的な 取り組みを訴えていくことを記載すべきです。 　2030 年度の削減目標をさらに引き上げるべきです。 　1.5℃特別報告書での指摘があるように 2050 年に排出ゼロのためには、2030 年で 2010 年比で 45%削減となっています。大阪府でもさらに引き上げ、そのために何を実現すべきかの議論を進めるべきだ と思います 　（CO2排出量でみると 2010 年比 45％削減の方が、2013 年比 40％削減より目標が低くなりますが、エネルギー消費量で考える必要があります）。 　ＥＵも55％削減を打ち出しています。 　従って、「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40％削減」はあまりにも低すぎる削減目標です。 　55％削減に変更することを提案します。 | 府として、2030年度の目標の達成が重要であることは十分認識しており、本計画「第３章　取組項目１　あらゆる主体の意識改革・行動喚起」の23ページに、気候危機の認識や2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの将来像を共有し、意識改革・行動喚起を行うことの重要性を示すとともに、26～29ページに、具体的な取組例を記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。  また、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととします。 |
| 27 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 17頁４行目、「削減効果を積み上げて設定」とあるが、16頁にある通り、国連環境計画（UNEP）は1.5℃目標のためには世界全体で7.6％削減が必要としている。この規模感は従来のペースによる「積み上げ」で達成されるものではなく、あるべき絵姿からバックキャスティングで設定し、それに向かう個別の対策メニュー、定量化された目標、マイルストーンが設定されることが必要である。 | 本計画の「第３章　2030年に向けて取り組む項目」に具体的な取組例を「実施中、実施予定、今後検討予定」に区分して明示しており、毎年度の管理指標や取組指標を設定して進捗状況を把握していきます。その上で、府として必要となる効果的な施策を適宜検討・実施し、最終的に達成すべき目標に向けて取り組んでいきます。 |
| 28 | 16ページ17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 2030年度の目標を引き上げ、再生可能エネルギーの普及拡大を重視した対策にすべきです。水素やCCUなどの技術は2030年までは非現実的です。 | 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標については、国による施策及び府独自の施策による削減効果を積み上げて設定しており、現時点においては40％とすることが適当と考えています。 　ただし、国がより高い削減目標等を設定した場合には、その内容を精査し、必要に応じて見直すこととします。  また、再生可能エネルギーについては、本計画の14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  なお、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術をあげています。（削減効果の積み上げには算入していません。） |
| 29 | 15ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 15頁に位置付けについて記述がある。大阪府は、６頁にある通り、「ゼロカーボンシティ」を表明している。この「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」宣言の文脈で本案を位置づけ、それを明記するべきである。また、本案と「おおさかスマートエネルギープラン（案）」との位置づけも明記するべきである。 | 本計画の12ページに、対策の推進にあたっての基本的な考え方として、2050年のめざすべき将来像に、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」を明記しています。  また、いただいた御意見を踏まえ、本計画15ページに、「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」について追記します。 |
| 30 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 2050年のCO2排出実質ゼロをプランの中に位置づける 　吉村知事は「今後の地球温暖化対策のあり方について」、大阪府環境審議会に諮問し、環境審議会（温暖化対策部会）は、2020年10月に「今後の地球温暖化対策のあり方について」の部会報告を提出しました。諮問内容は、「2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、2030年までを計画期間とした地球温暖化対策について検討していく必要があります。つきましては、新たな大阪府地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。」となっています。しかし、部会では、「国の削減目標である基準年度比26％を超える削減目標を設定」ということが事務局から提出されただけで、具体的な数値目標の設定は諮問されず、今回の「大阪府地球温暖化対策実行計画」でも検討・議論されていません。対策は具体的な数値目標達成のために検討・議論されるべきであり、その目標とする数値により対策の内容は変わるはずです。具体的な目標数値がなければ、対策は一般的なものになってしまいます。また、各部門での取り組みについても、具体的な数値目標はほとんど記載されていません。具体的な数値目標を設定し、「大阪府地球温暖化実行計画」に記載すべきです。 | 本計画の12ページに、対策の推進にあたっての基本的な考え方として、2050年のめざすべき将来像に、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」を明記しています。  また、環境審議会答申を踏まえ、関係部局等と対策に関する調整を行い、本計画の「第３章　2030年に向けて取り組む項目」に具体的な取組例を「実施中、実施予定、今後検討予定」に区分して明示しており、毎年度の管理指標や取組指標を設定して進捗状況を把握していきます。その上で、府として必要となる効果的な施策を適宜検討・実施し、最終的に達成すべき目標に向けて取り組んでいきます。 |
| 31 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 取扱項目４輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 　P17の表2-3の取組指標で、2030年で乗用車の新車販売に占める電動車の割合を９割、ZEVの割合を４割としていますが、指標としては、新車販売における比率ではなく、家庭用と事業用での電動車やZEVの保有台数のように明確に管理・把握できる指標にすべきです。今後の取組では「ZEVを中心とする電動車の普及促進に向けた制度の検討」とあるだけで、具体的な取り組み、具体的な台数目標とそれに対する対策を明かにすべきです。 | 取組指標については、国に準じて、新車販売における比率としますが、保有台数の推移についても引き続き把握に努めます。  ZEVを中心とする電動車の普及促進に向けた制度の検討においては、令和３年１月21日開催の大阪府環境審議会で「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について」諮問を行いました。今後、同審議会において具体的な施策等についても議論していきます。 |
| 32 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | P17の表2-3の取組指標で、2030年で乗用車の新車販売に占める電動車の割合では、家庭用と事業用での保有台数にすべき。具体的な取り組みの目標とその支援策など対策を明記すべき。 |
| 33 | 17ページ  ２　2030年に向けた地球温暖化対策について | 「取組項目４ 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 」について、自動車における温室効果ガス排出削減、脱炭素化を進める取り組みに数値目標を設定するべきだと考える。 　居住人口、労働人口が共に多い大阪府において、自動車の脱炭素化、温室効果ガス排出削減は急務である。 　また、自動車の多くは家庭用乗用車だと考えられるが、大阪府においては商用車、業務用車の利用も多い。 　そこで、自動車の利用を減らす目標、もしくは電気自動車の割合目標などを設定することを提言する。 　事業者においては、社会的目標への対策が、時に法の施行を超えた効果を持つ場合がある。事業で利用する車両の電気自動車化、並びに自然エネルギーの促進で、これまでの取り組み以上の温室効果ガス排出削減効果がもたらされる可能性がある。事業者や居住者に対して、再生可能エネルギーと電気自動車の同時導入を促進する補助金制度などが行われれば、大きな効果をもたらすだろう。 しかし、現状そうした制度を設けることが難しいようであれば、輸送、移動における脱炭素化のうち、自動車に関する数値目標を設定することで、対策の促進と、着実な脱炭素化を行っていただきたいと考える。 | 令和３年１月21日開催の大阪府環境審議会で「ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について」諮問を行いました。今後、同審議会において交通需要の抑制のための方策等についても議論していきます。  また、本計画17ページに、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標と併せて、乗用車の新車販売に占める電動車の割合などを取組指標として設定しています。  なお、環境省の令和２年度第３次補正予算に、再生可能エネルギー電気と電気自動車等を同時に導入する取組みを支援する補助金が盛り込まれており、府としてもその積極的な活用を促進していきます。  　いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 第３章　2030年に向けて取り組む項目について | | | |
| 34 | 22ページ  取組項目１ | 22頁にエネルギー消費量についての記述がある。14頁にある通り、エネルギー消費量を減らすことは2030年に向けて推進することとして掲げられている。しかし、エネルギー消費量をどれだけ削減するかの数値目標は書かれていない。目標を明記するべきである。 | 本計画17ページに、管理指標としてエネルギー消費量を設定し、「取組項目１　あらゆる主体の意識改革と行動喚起」の取組指標として１世帯あたりのエネルギー消費量を設定しています。 |
| 35 | 22ページ  取組項目１ | 22頁に「CO2排出の少ない電気を選択することにより排出係数の低減を図る」とある。「CO2排出の少ない電気」が具体的に何を指すのか、定義が書かれていない。2011年に発生した福島原発事故の避難者は、2021年2月26日現在でも全国に４万人超を数え、この点だけを見ても3.11原発事故はまだ収束していない。脱炭素社会においては電力部門の脱炭素化が必要で、幸い利用可能な電源として再生可能エネルギーという確立された電源がある。このため原子力発電、火力発電は脱炭素社会に向かうなか、当座選択肢に含むとしても年限を区切ってフェードアウトしていく電源として位置づけ、脱原発、脱化石を明確に打ち出すべきである。CCSやCCUSなどの技術はどうしても排出してしまう一部の産業部門が利用すべき技術であって、電力部門で利用するべきではない。以上を踏まえ、「CO2排出の少ない電気」は「再生可能エネルギーで発電された電気」と明記するべきである。そのうえで「再生可能エネルギーで発電された電気」を選択できるよう、府としてどんな施策を行うのか、その施策によってもたらされる効果も定量的に明記するべきである。 | 「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」の府民意見等の募集結果に記載するとおり、原子力発電については、国の政策判断によるものの、最終的にはゼロを目指して、その依存度を可能な限り低下させていくべきと考えています。そのためにも、電力供給の安定性や効率性も考慮しながら、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上を進めていきます。  2030年時点の電源構成については、国において検討の上、示されるものと考えています。  ○「おおさかスマートエネルギープラン」の策定及び同プラン（案）に対する府民意見等の募集結果について  http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=40974  再生可能エネルギーについては、本計画の14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  さらに、17ページに、管理指標として電気の排出係数、取組指標として自立・分散型エネルギー導入量及び電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率を設定しています。なお、これらの取組指標は、おおさかスマートエネルギープランの目標として掲げられているものです。  ○おおさかスマートエネルギープラン  <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/smartenergyplan/index.html> |
| 36 | 26ページ  取組項目１ | 取組項目１　あらゆる主体の意識改革と行動喚起 　P26の今後の取り組みの意識改革で、「府民・事業者や市町村と気候危機であることの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設」とありますが、「大阪府が率先して『気候非常事態宣言』を決議・公表するとともに、未だ決議していない府下の市町村にも働きかける」ことを明記すべきです。 | 大阪府においては、2019年10月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しており、本計画では、あらゆる主体と気候危機の認識の共有を図りながら、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた2030年度目標を達成するための対策を実行することとしています。  　このため、「気候非常事態宣言」を行う考えはありません。  　また、本計画26ページに、市町村に対する「二酸化炭素排出量実質ゼロ」の表明の働きかけの取組みを記載しています。  　いただいた御意見を参考にさせていただき、あらゆる主体と気候危機であるという認識を共有し、意識改革・行動喚起のための取組みを推進していきます。 |
| 37 | 26ページ  取組項目１ | あらゆる主体の意識改革と行動喚起では、「府民・事業者や市町村と気候危機であることの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設」とありますが、府が率先して「気候非常事態宣言」を決議・公表するべき。 　同時に、府下の市町村にも働きかけるべき。 |
| 38 | 23ページ  26ページ  取組項目１ | 23頁、「情報発信及び普及啓発を行い」とあり、26頁、２つ目の◇マークに「新たな場の創設」とある。本案で◇マークは「今後検討予定」の項目を示すが、一刻も早く幅広い年齢層のさまざまなステークホルダーの参加を確保して実施するべきであり、本案で創設時期を明記するべきである。環境白書に明記されている通り、現在、私たちは気候危機のただなかに生きている。本案はその気候危機を回避するための計画であり、計画を実施することで現状想定されているよりも安全で持続可能な暮らしや経済が実現でき、豊かな暮らしを送ることができることが期待される。しかし、本案ではそういった豊かな未来の絵姿は描かれず、共有されていない。府民が地球温暖化問題を自分事としてとらえ、行動変容する府民を増やすため、情報発信や普及啓発にとどまっていては地球温暖化の進行スピードに追いつけないという認識を持ち、府民が地球温暖化の影響や将来予測を学び、科学者や行政担当者と対話し、「大阪府の未来の絵姿」を考えるための機会を設け、意見をとりまとめ、本案に反映するというプロセスをスケジュール化して示すべきである。 | 本計画の今後の取組みにおいて、◇マークは「実施予定」の取組みであり、現在実施に向けて準備を進めているところです。  　いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 39 | 24ページ  28ページ  29ページ  取組項目１ | 24頁、新築住宅のZEHについて、28頁、省エネリフォームの促進について、29頁LCCM住宅の普及促進の記述がある。総花的で優先順位を明記すべきである。新築住宅のZEH化、LCCM住宅の普及も大事であるが、既存住宅のリフォーム、民間の賃貸住宅の設備更新（リフォーム）を推進することに重点を置くべきである。28頁、29頁にある各項で数値目標を明記すべきである。 | ZEH等の普及促進に加え、既存住宅の省エネリフォーム及び省エネ性能が高いLEDや高効率空調といった設備・機器の導入促進等を幅広く推進していきます。  なお、現状においては、府内の新築住宅におけるZEH件数を把握できる統計データはないため、全国の新築住宅におけるZEH化率を参考指標として把握していきます。 |
| 40 | 27ページ  取組項目１ | 取組項目１　あらゆる主体の意識改革と行動喚起 　P27の持続可能性に配慮した消費の拡大では、家庭における削減では、LED照明や冷蔵庫等の省エネ商品の購入と再生可能エネルギーを主体とした電力会社への契約の切り替えは必須であり、取り組み例として明記すべきです。 | 本計画28ページに、住宅の省エネに関する取組みとして、省エネ性能が高いLEDや高効率空調といった設備・機器の用途に応じた導入促進の取組を記載していますが、いただいた御意見を踏まえ、27ページの持続可能性に配慮した消費の拡大の取組みとして、省エネ性能の高い製品の選択促進や再エネ電力への切り替えについての例示を追記することとします。 |
| 41 | 26ページ  40ページ  取組項目１ | 今契約している電力会社から、再生可能エネルギーの供給量が多い電力会社に変更したいと考えてます。しかしなかなか情報を見つけられずにいます。 　行政からも、一般家庭が再生可能エネルギーへの切り替えがしやすいように、情報発信や仕組み作り等、できないものでしょうか。 | 本計画40ページに、小売電気事業者による再生可能エネルギー電気の販売メニューなどの情報提供を今後実施予定の取組みとして記載しています。今後、こうした取組みを推進し、府民・事業者が再生可能エネルギー電気を選択しやすい環境づくりに取り組んでいきます。 |
| 42 | 27ページ  40ページ  取組項目１ | 27頁、公用車の電動化の推進と記述されている。いつまでに何台という目標を明記すべきである。「電動化」の定義として、脱炭素化に向け、「電動化」にハイブリッド車を含まないことを明記すべきである。 | 公用車の電動化については、「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン（2021年３月）」に目標を記載しており、「大阪府ゼロエミッション車等導入指針（2021年３月）」により導入基準を定め、率先して進めていきます。  ○ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン  <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/jimujigyohen.html>  ○大阪府ゼロエミッション車等導入指針（自動車環境対策の情報広場）  <http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/haigasu/hiroba.html>  現在の自動車の開発状況・市場価格の状況等を踏まえ、ハイブリッド車を含めた電動車の普及を図っていきます。 |
| 43 | 28ページ  取組項目１ | 取組項目１　あらゆる主体の意識改革と行動喚起 　P28の省エネ機器の買い替え・購入や住宅の省エネには費用がかかります。省エネ設備の導入により、どれだけ効率が改善され投資が回収できるのかを府民にしっかりと説明し、導入のための支援・サポートを行うべきです。また投資回収が難しい取り組みについては、助成金や補助金などの直接的な支援をしっかりと位置付けて実施すべきです。府営住宅への対策については触れられていませんが、府営住宅の断熱化を進めるべきです。 | 省エネ性能が高い設備・機器の導入を促進するため、大阪府地球温暖化防止活動推進センターや市町村等と連携して実施する家庭エコ診断などにより、家庭の取組支援を図っていきます。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 44 | 27ページ  取組項目１ | P27 子どもへの環境問題に関する教育は勿論必須ですが、今の環境問題の原因は大人が作り出したので、子どもには何ひとつ責任はありません。ですので、大人に責任があり子どもに罪はないことをきちんと伝えた上で、消極的な教え(〇〇をしてはいけない、しない方がいい)ではなく、積極的な教え(これをすると環境が良くなる、汚れなくて済む)をして欲しいです。 　例えば、クラスごとにコンポストを設置し、給食の残飯などを入れ、堆肥が育ったら、それを使い、野菜などを育てる。それを給食に利用し、循環させるなど。 「ゴミが増えて環境に悪いから給食を残すな」ではなく、「食べられないのは仕方のないことだから、きちんと処理してまた新しい野菜を育てようね」という様な方法。 　また、各学校に畑やプランターを設置するように補助金を出し、学校内での地産地消を目指す。 | 本計画の27ページに、環境情報や府の取組状況等のわかりやすい発信及び環境教育の推進に関する取組みを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 45 | 27ページ  取組項目１ | 具体的な施策　環境問題を、子どもから大人まで、学校では、算数　理科、社会の教材に反映し、日々親子で、考えること　NHK等などで、学習する機会を、増やし、忙しい人も見れるよう駅中で、放映し、環境の為に考えて行動するのが当たり前の世の中になるように、してください。ごみゼロです。最後の最後まで、リサイクルして使います。大阪の始末の心、推進して下さい。 |
| 46 | 27ページ  取組項目１ | 取組項目１　あらゆる主体の意識改革と行動喚起 　P27の環境教育の推進では、「行政・企業・NGO/NPO・民間団体等が持つ環境・エネルギー教育プログラム・教材等に関する情報発信」を行うだけでなく、各家庭むけの省エネの学習会を主体的に開催すべきです。 | 本計画の27ページに、地球温暖化防止活動推進員や大学生・企業人材等の外部人材を活用した出前講座や省エネアドバイスの実施について記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 47 | 27ページ  51ページ  取組項目１ | 消費行動で、お菓子や洗剤などに含まれている植物油脂なども環境負荷が高いです。どういったもの・商品が環境に優しいかを知らない消費者は多いと思います。 環境負荷の優しい行動 環境負荷の優しい商品 生ゴミの捨て方啓発運動を更に求めます。また生ゴミはコンポストすると堆肥として再利用する事もできます。 　コンポストステーションなどの設置も望みます。 　上記ご検討お願いします。 | 本計画の27ページに、持続可能性に配慮した消費の拡大に向けた取組みとして、カーボンフットプリントの活用などにより、製品・食品に体化されたエネルギーの無駄を減らす賢い選択（COOL CHOICE）・エシカル消費を推奨し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する取組みを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 48 | 27ページ  取組項目１ | 素案P27、(b)持続可能性に配慮した消費の拡大　についてです。「カーボンフットプリントの活用などにより、製品・食品やサービスに体化されたエネルギーの無駄を減らす賢い選択（COOL CHOICE）・エシカル消費を推奨し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進」とあります。 　気候変動問題は、化石燃料を使いすぎた結果起こる問題だと考えられています。仮に、賢い選択やエシカル消費が推進され、温室効果ガス排出量が大幅に削減されたとしても、資源の使いすぎもしくは、消費総量が多すぎるという課題が解決されるわけではありません。つまり、二酸化炭素の排出を削減するというより、もう一段深ぼって「人類は地球の限りある資源使いすぎ問題」に言及するべきだと考えます。現代の「大量生産・大量消費」の産業構造を見直すような視点が必要だと思います。その１つの取り組みとして、「消費できる分だけ生産する」というようなロスの削減があると思います。 | 本計画15ページに、現在から2030年に向けては、これまで以上の省エネ・省資源に取り組む必要があることを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 49 | 30ページ  取組項目２ | P30 a現状・課題　についてです。「なお、産業部門及び業務部門のエネルギー消費量は近年横ばいの傾向にあることから、温室効果ガス排出量が減少している理由としては、電気の排出係数が小さくなったことが主な要因であると考えられます。」とありますが、なぜ「主な要因」だといえるのか詳細な説明がありません。詳しい説明をお願いします。 | 電気由来の温室効果ガス排出量は、産業部門で約４割、業務部門で約７割を占めます。2013年度から2017年度にかけて、エネルギー消費量は横ばいであるものの、電気の排出係数は15％程度低下しており、数値に大きな影響を与えていることから、主な要因としました。 |
| 50 | 30ページ  14ページ  取組項目２ | 30頁、エネルギー消費量は近年横ばいと記述がある。14頁にある通り、エネルギー消費量を減らすことは2030年に向けて推進することとして掲げられている。エネルギー消費量をどれだけ削減するかの数値目標を明記するべきである。 | 本計画17ページに、管理指標としてエネルギー消費量、取組指標として１世帯あたりのエネルギー消費量を設定しています。 |
| 51 | 32ページ  取組項目２ | P32 「しかし、現状においては、ESG投資は大規模事業者を中心に拡大している状況です。」についてです。「JSIF サスティナブル投資残高調査2019」を参照すると、資産クラスごとのサステナブル投資残高投資の大きな割合を株式、債券が占める一方で、PEは小さな割合となっています。また、中小企業は未上場企業がほとんどであることを考えると、投資家にとっても中小企業に投資する機会はあまりありません。これらのことを考えるとESG投資は大規模事業者を中心に拡大するのは必然であることがわかります。 　したがって、中小企業にもESG投資を拡大させようとするのではなく、中小企業の主な資金調達の手段である「借入」に注目するべきだと思います。ESG融資として、各金融機関が金利優遇をするような取り組みが必要だと考えます。 | 本計画35ページに、地域金融機関によるESG投資の活性化について記載しており、これにはESG融資も含むものと考えています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 52 | 30ページ  32ページ  取組項目２ | 図3-9、3-10、3-11、3-12、3-13、3-14のグラフは2005年以降のもので、2006年から2012年が省略されている。地球温暖化問題の基準年は国際的には1990年がベースラインなので、大阪府も1990年以降のデータを示すべきであり、省略されている2006年から2012年のデータも示し、府民が推移をみることができるようにすべきである。 | 本計画の温室効果ガス排出量の推移に関するグラフは、原則として本計画の基準年度である2013年度以降の数値を表示することとしています。  なお、今後の進捗管理において、温室効果ガス排出量の長期的な推移の分析を行う場合など、必要に応じて、過去のデータを提示することとします。 |
| 53 | 36ページ  取組項目２ | 取組項目２　事業者における脱炭素化に向けた取組促進 　事業者にとっては、省エネのための設備投資のためには、資金が必要です。P36の建築物の省エネの具体的な取組例に「ZEB等の省エネ性能の高い建築物に関する取組事例や国・市町村の補助金情報の発信等」とありますが、「府」としても積極的な補助金の活用が必要です。補助金の施策を取り入れるべきです。 | ZEBをはじめとした省エネ性能の高い建築物については、国の補助金等の積極的な活用の促進や、優良事例の水平展開など、工夫を凝らした取組みにより普及促進を図っていきます。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 54 | 36ページ  取組項目２ | 省エネのための設備投資のためには、省エネ性能の高い建築物に「府」としても積極的な補助金の施策を取り入れるべき。 |
| 55 | 35ページ  取組項目２ | 「取組項目２　事業者における脱炭素化に向けた取組促進」において、事業者による取組促進の具体例として『▽温暖化防止条例に基づく特定事業者計画書・報告書制度等の取組強化』を今後検討予定との記載があります。こちらに記載の取組強化とは具体的にどのようなことかを明示頂くとともに、手続き煩雑化・罰則導入など、事業者に過度な負担・負荷を掛けることがないようにして頂きたい。 | いただいた御意見を踏まえ、事業者への負担にも留意して、検討を進めていきます。 |
| 56 | 35ページ  取組項目２ | 今後の取り組みとして、「温暖化防止条例に基づく特定事業者計画書・報告書制度等の取組強化」とありますが、取り組み強化に向けて、制度設計を実施されると思いますが、具体的なスケジュールがございましたら、ご教示ください。 | 今後検討を開始する際には、具体的なスケジュール案をお示しします。 |
| 57 | 33ページ  取組項目２ | 33頁、ZEB化の推進についての記述があるが、数値目標を明記すべきである。 | 現状においては、府内の新築建築物におけるZEB件数を把握できる統計データはないため、全国の新築建築物におけるZEB化率を参考指標として把握していきます。 |
| 58 | 37ページ  取組項目２ | 草案p.37（ｄ）技術革新のところで、今後の具体的な取組例として、以下の取組みをどこかに織り込んでほしい。 ・メタネーションの既往・革新技術の確立支援 ・カーボンニュートラルメタンの活用・調達支援 | 本計画37ページに、脱炭素化に向けた技術革新として、「カーボンリサイクル」を例示して記載しています。 |
| 59 | 37ページ  取組項目２ | 37頁、技術革新について。国連環境計画（UNEP）は1.5℃目標のためには2020年からの10年間の場合、世界全体で毎年7.6％削減が必要で、2025年からの５年間の場合、毎年15.4％の削減が必要となり、これはほぼ不可能としている（2019年）。つまり、あと４年の対策が人類の生存にとって決定的に重要だと言われている。「あと４年、未来を守れるのは今」キャンペーンでは２月28日現在で２万５千人を超える賛同署名が集まっている。技術革新は必要であるが、ここに挙げられている技術革新には、1.5℃目標のために必要なタイムラインに間に合うのか甚だ疑問に感じるものが含まれる。今実施できる対策を総動員し、今すぐ実行していくことこそが府民の命、暮らし、経済、産業を守ることにつながるという認識を持ち、そのうえで技術革新も進めるという考え方を明記するべきである。技術革新頼みの計画であってはならない。 | 本計画の14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  また、12ページに、あらゆる主体が一体となって取り組む必要があることを記載するとともに、第３章には、2030年に向けて具体的に取り組む項目を記載しています。  なお、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術をあげています。（削減効果の積み上げには算入していません。） |
| 60 | 40ページ  取組項目３ | 取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 ・おおさかスマートエネルギープラン（案）では、2030年の電力需要量に占める再エネの利用率を35％以上としていますが、基本計画でも目標数値を明確に記述すべきです。 | 本計画の17ページに、取組指標として、おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）で目標に掲げる自立・分散型エネルギー導入量及び電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率を設定しています。なお、これらの取組指標は、おおさかスマートエネルギープランの目標として掲げられているものです。  ○おおさかスマートエネルギープラン  <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/smartenergyplan/index.html> |
| 61 | 40ページ  取組項目３ | P.40、「取組項目３、CO2排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進について」、中において、本計画で盛り込まれていない再生可能エネルギー等の導入目標を、大阪スマートエネルギープランに沿う形で目標化するべきだと考える。 　大阪府は、再生可能エネルギーの中でも、太陽光発電についてポテンシャルが高く、人口も多いことからFit制度などでの太陽光発電導入の実例も多い。大阪府スマートエネルギープランで設定された目標のように、本計画においても再生可能エネルギー導入率や導入量を併記するべきである。 　具体的取り組みとして、太陽光パネル及び蓄電池システムの共同購入支援事業等による太陽光発電及び蓄電池の普及促進、等、市民の関心が高まるきっかけとなる対策も多いと考える。そこで、再生可能エネルギー導入率を本計画でも明示すること、また上記以外の数値目標として、「大阪府の事業において、年間100件以上の再生可能エネルギー発電の新規導入を目指す」等の、対策がより明確となる目標が設定されることを望む。 |
| 62 | 39ページ  40ページ  取組項目３ | 再生可能エネルギーについて、「天候に左右されるといった弱点がある」とされるが、海外では再生可能エネルギーを日本よりも大量導入していても何ら問題ない実例がすでにあり、この認識は時代遅れと言わざるを得ない。気象のビッグデータを使って風力・太陽光発電の変動をリアルタイムに予測する、ほかの地域から自然エネルギーを融通し合って供給を調整することもできる。産業界と連携してピーク時の電力消費を抑制する、家電を省エネ型に切り替えるなど、需要側を調整することもできる。そうした方法を駆使することで、電力需給を調整できる。本案において、電力需給を調整するための環境整備を進めることを明記し、再生可能エネルギーの導入量を数値で示すべきである。 | 2030年度までに実施するエネルギー関連の取組みの方向性を示す「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」には、電力需給調整力の強化に向けた取組みと併せて、再生可能エネルギーの普及拡大について記載されています。  また、本計画の17ページに、取組指標として、同プランで目標に掲げる自立・分散型エネルギー導入量及び電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率を設定しています。なお、これらの取組指標は、同プランの目標として掲げられているものです。  ○おおさかスマートエネルギープラン  <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/smartenergyplan/index.html> |
| 63 | 40ページ 取組項目３ | おさかスマートエネルギープランでは、2030年の電力需要量に占める再エネの利用率を35％以上としていますが、40～50％と高い目標数値にすべき | 2030年度までに実施するエネルギー関連の取組みの方向性を示す「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」の目標である再エネ利用率（35％以上）は、府域の現状（15～20％）や国のエネルギーミックス（22～24％）を踏まえて設定されています。  ○おおさかスマートエネルギープラン  <http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/smartenergyplan/index.html>  同プランにおいて見直しが行われた際には、本計画の取組指標についても、併せて変更します。 |
| 64 | 39ページ  40ページ  取組項目３ | 取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 ・P39で水素やCCUS技術の活用、水素・燃料電池関連産業のより一層の振興に取り組むとありますが、いずれも2030年までには技術開発やコスト面でも実用化は難しいと思います。水素などは、少なくても2030年以降の取り組みになると思います。2030年までは、省エネと再エネの普及に重点をおくべきです。したがって、「取扱項目３CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の「CO2排出の少ないエネルギー」は削除し、「再生可能エネルギーの利用促進」とすべきです。同様にP40の今後の取り組みの（a）でも「CO2排出の少ない」を「再生可能」に修正すべきです。 | 本計画の14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  また、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術を記載しています。（削減効果の積み上げには算入していません。） |
| 65 | 39ページ  取組項目３ | 水素やCCUS技術の活用は、2030年まで実用化は難しいので、2030年までは現在の技術と製品での再エネの推進に重点をおくべき。 |
| 66 | 39ページ  取組項目３ | P39 CCUS技術により地中にCO2を貯留するのは次世代への押し付けなのでやめてください。 |
| 67 | 39ページ  取組項目３ | 39頁、CCUSについて。CCUSは地震多発国日本において、利用するべきではない。 |
| 68 | 39ページ  40ページ  取組項目３ | 地球温暖化において、水素エネルギーやCO2吸収技術は将来私たちの暮らしに役立つ技術ではあると思いますが、不確定な技術に頼り過ぎることなく、堅実に、今取り組めることをすすめていく事が大切だと思います。まずは、2030年までは再生可能エネルギーの利用促進を最大限すすめる事を明記して下さい。（例えばコロナ対策においては、ワクチンの開発が明確でない段階では、その時にできる感染対策の徹底がおこなわれてきました。）原発事故から10年過ぎましたが、廃炉のめどもたたず、廃棄物の問題も解決されていません。２月に東北地方で地震があり、地震国日本に原発があることの危うさを再確認させられました。私達府民が使う関西電力の原発に絶対安全の保証はどこにもありません。ひとたび事故がおこれば、原発立地地域の方々の生活はこわれてしまいます。『誰かの犠牲を強いるかもしれない可能性のある原発に頼らず、CO2ゼロを目指したい。』それは、多くの府民の願いだと思います。『原発依存から、脱原発・脱炭素を目指し、再エネ利用を促進する。』と明記してください。そのことが、府民を代表した、事業者への再エネシフトへのメッセージとなると思います。大阪は自然がないとあきらめず、エネルギーの地産地消をめざしてほしいです。それが、災害に強い地域作りにもつながると思います。森林整備・バイオマス発電・熱利用・ごみや汚泥発電など、企業も市民もオール大阪で、それぞれの地域で取り組める事に、私たちの税金を活用してほしいと思います。 | 再生可能エネルギーについては、本計画の14ページに、2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することを記載しており、図2-3の中でも、再生可能エネルギー等の利用により削減を図ることを明記しています。加えて、「第３章　取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進」の40～41ページに、具体的な取組例を記載しています。  また、国の「革新的環境イノベーション戦略」にもあるように、CO2フリー水素の低コスト化や工場や発電所等で発生するCO2の回収・有効利用（CCUS）などの脱炭素社会に向けた技術開発が進められており、2030年以降に想定される技術革新の例示としてこれらの技術をあげています。（削減効果の積み上げには算入していません。）  なお、「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」の府民意見等の募集結果に記載するとおり、原子力発電については、国の政策判断によるものの、府市としては、最終的にはゼロを目指して、その依存度を可能な限り低下させていくべきと考えています。そのためにも、電力供給の安定性や効率性も考慮しながら、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上を進めていきます。  2030年時点の電源構成については、国において検討の上、示されるものと考えています。  ○「おおさかスマートエネルギープラン」の策定及び同プラン（案）に対する府民意見等の募集結果について  <http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=40974> |
| 69 | 40ページ  取組項目３ | 再生可能エネルギー電気100％を目指すとありましたが、余りに非現実的ではないでしょうか？ 　自然環境に大きく左右され頻繁に電気が止まるのは目に見えてます。そのような生活に大阪府民が耐えられるとも思えません。 　そもそもどこに施設を建てるのでしょうか？仮に山を切り開いて太陽光パネルを設置するとなると、温暖化対策としての森林保護と相反し本末転倒です。 なので100％の部分をもう少し現実味のある数字にして、「太陽光発電の為の森林伐採は許可しない」等の文言を入れるようお願いします。 | 本計画の26、40ページに記載する再生可能エネルギー100％電気の調達については、府域全体での調達を指すのではなく、府庁で使用する電気に関するものであり、府民・事業者の行動をけん引するための府の率先取組として現実的な範囲で推進していくものです。なお、この調達にあたっては、府域外のものも含めて再生可能エネルギー電気を調達することを想定しています。 |
| 70 | 40ページ  取組項目３ | 取組項目３　CO2排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 ・P40の「費用負担の軽減による太陽光発電設備等の設置促進」で共同購入支援や金融機関との連携とありますが、府が直接支援する補助金制度を設け、導入を促進すべきです。 | 太陽光発電設備等については、国・市町村の補助金等の積極的な活用の促進のほか、共同購入支援事業や金融機関と連携した取組みなど、工夫を凝らした取組みにより普及促進を図っていきます。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 71 | 40ページ 取組項目３ | 費用負担の軽減による太陽光発電設備等の設置促進で、共同購入支援や金融機関との連携という緩い支援ではなく、府が直接に支援する補助金制度を大幅に拡充し、導入促進すべき。 |
| 72 | 42ページ  取組項目４ | P42 自転車専用道路を整備し、自転車での移動を盛んにさせる。コロナ禍で宅配便を利用する人が増えたが、配達にトラックを使うと排気ガスが出るので、自転車で配達できるよう、自転車専用道路の道幅を広く取る。 　自転車での配達が盛んになれば、トラックの運転免許も要らないので、配達員も増え、小回りも効く。 　自治体が無料の駐輪場を設置することも急務だと考えます。 | 本計画46ページに、公共交通機関・自転車等の利用促進の取組みを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 73 | 47ページ  48ページ  49ページ  50ページ  取組項目５ | 「取組項目５ 資源循環の促進 」について、サーキュラーエコノミーの考え方をより強く導入するべきである。経産省は、2020年5月に公表した「循環経済ビジョン2020」において、1999年から勧めている「3R」を超えて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換の必要性を強調している。既存の3Rを中心とした概念は、既に一部の問題点や課題などを示しており、より良い新たな視点を加えた政策を作成することで、2030年への温暖化対策実行計画とするべきである。また、2050年CO2排出実質ゼロを掲げるならば、循環経済への移行は欠かせないと言える。取り組みの表題にも、資源循環の促進とあるように、現在の大量生産、大量消費で循環よりも失うものが多い経済像よりも、サーキュラーエコノミーといった概念も意識して項目を定めるべきである。 　具体的には、サーキュラーエコノミーという言葉を本計画内で紹介すること、そのための取り組みとして廃棄物の最小化、食品ロスのゼロ化を目指す取り組みを行うことを計画内で盛り込むべきである。 | 「大阪府循環型社会推進計画（2021年３月）」において、2050年のサーキュラーエコノミーへの移行に向けて、2025年度における廃棄物の排出削減やリサイクルの目標を設定し、取組みを推進することとしています。本計画に記載する取組みについては、循環型社会推進計画と連携して実施します。  ○大阪府循環型社会推進計画  <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/junkan_suisinkeikaku/index.html>  また、「大阪府食品ロス削減推進計画（2021年３月）」において、事業系・家庭系ともに、2000年度比で2030年度に食品ロス量の半減をめざし、取組みを推進することとしています。本計画に記載する取組みについては、大阪府食品ロス削減推進計画と連携して実施します。  ○大阪府食品ロス削減推進計画  <http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/foodloss/syokurosukeikaku.html> |
| 74 | 47ページ  48ページ  49ページ  50ページ  取組項目５ | 資源循環の促進について  「3Rの促進等」では足りないと思います。経産省は、2020年5月に公表した「循環経済ビジョン2020」において、1999年から勧めている「3R」を超えて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換の必要性を強調しています。2050年CO2排出実質ゼロを掲げるならば、循環経済への移行は欠かせません。同ビジョンも意識して項目を定めるべきだと考えます。 |
| 75 | 47ページ  取組項目５ | 取扱項目５資源循環の促進  P47の現状と課題でプラスチックゴミについて触れ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されました。」とありますが、そのあとに「この目標の達成のために大阪府では、2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減するという目標を掲げ具体的な施策を実施しています。」と具体的な目標を掲載し、今後の取り組みの内容を記載すべきです。 | プラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むための「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（2021年３月）に、大阪湾に流入するプラスチックごみの半減等に取り組む旨が記載されていることを追記します。 |
| 76 | 47ページ  取組項目５ | プラスチックゴミについて「この目標の達成のために大阪府では、2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減するという目標を掲げ・・」とあるが、「・・・2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量をゼロするという目標・・・」にすべき。 |
| 77 | 51ページ  取組項目５ | 取扱項目５資源循環の促進  P51の循環型社会推進計画に基づく3R等の推進で、プラスチックごみの削減についても触れるべきです。「他府県の自治体・団体等との連携を深め、大坂湾に流入するプラスチックごみの半減のための施策の推進」を追加すべきです。 | 「大阪府循環型社会推進計画（2021年３月）」では、新たに府独自の2025年度目標を設定し、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととしています。本計画に記載する取組みについては、循環型社会推進計画と連携して実施します。  ○大阪府循環型社会推進計画  <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/junkan_suisinkeikaku/index.html>  また、プラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むための「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（2021年３月）に、大阪湾に流入するプラスチックごみの半減等に取り組む旨が記載されていることを追記します。 |
| 78 | 51ページ  取組項目５ | 循環型社会推進計画に基づく3R等の推進で、プラスチックごみの削減について記載し、「他府県の自治体・団体等との連携を深め、大坂湾に流入するプラスチックごみをゼロにするための施策の推進」とすべき。 |
| 79 | 51ページ  取組項目５ | ・エシカル商品、クールchoiceに関してですが、 地産地消に加え、野菜の過剰包装によるプラスチック削減 ・カフェなどでプラスチックストローから竹ストローへの変更促進 上記ご検討お願いします | 本計画の51ページに、おおさか３Ｒキャンペーンの実施やマイ容器使用可能店舗の情報提供等による使い捨てプラスチックごみ等の発生抑制及び分別・リサイクルの促進の取組みを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 80 | 51ページ  取組項目５ | 取組項目５の資源循環の促進について。大阪府ではまだゴミの分別が大雑把にされているように感じています。大阪市も指定のゴミ袋を作ってそれをさらに生分解性のものにするとかしていただけると嬉しいです。また、自治体コンポストを設置していただければ、マンションに住んでいる人も積極的に生ゴミの堆肥化に貢献できると思います。 | ごみの分別等の課題に関しては、「大阪府循環型社会推進計画（2021年３月）」に基づき取り組むこととしています。  ○大阪府循環型社会推進計画  <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/junkan_suisinkeikaku/index.html>  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 81 | 51ページ  取組項目５ | 「フロン対策の推進」について、大阪府独自の対策を新設することを盛り込むべきである。第二章の温室効果ガス排出削減目標において、代替フロンなどの排出削減量(270万tCO2)は目標削減量(2369万tCO2)の11%にあたり、無視できない数値である。しかし対策には既存の改正フロン法の政策が中心となり、素案設計時に新たに設定されたものはない。そこで、確実にフロン類を回収し、温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、大阪府独自のフロン類回収、その他温室効果ガスについての排出削減を行うべきである。具体的には、どのような方法でフロン類の回収を行うのかの明確化、大阪府が政策として関わる時点などを計画内で明示することを提言する。 | 2020年より改正フロン排出抑制法が施行され、その目的が最大限達成されるよう、現在取組みを推進しているところです。引き続き、フロン回収、再生、破壊等が法に基づき適正に行われるよう事業者を指導していきます。 |
| 82 | 51ページ  取組項目５ | 取扱項目５　資源循環の促進  P51の「おおさか3Rキャンぺーン・・・・分別・リサイクルの促進」のあとに「公共施設への無料給水スポット設置の早期推進。」を追記すべきです。 | 本計画の51ページに、豊かな環境づくり大阪府民会議の分科会として設置した「おおさかマイボトルパートナーズ」を通じたマイボトルの普及促進の取組みを記載しています。  市町村やマイボトルメーカー、給水機メーカーなど多岐にわたる企業が参画する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、マイボトルに給水できるスポットの設置に取り組んでおり、今後も公共施設への設置も含め、継続して取り組んでいきます。 |
| 83 | 56ページ  取組項目６ | 取組項目６　森林吸収・緑化等の促進  国産の森林資源を活用する「未利用木質資源」を燃料とするバイオマス発電を促進する視点での森林の活用を今後の取り組みで明記すべきです。 | 本計画の56ページに、森林整備・木材利用の促進のための取組みを記載しています。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 第４章　対策の推進体制について | | | |
| 84 | 63ページ | 2030年までの進捗管理はどうなっているのか。10年の計画は長いので、進捗に応じて計画の見直しが必要ではないか。 | 本計画の63ページに、計画の進行管理として、大阪府環境審議会温暖化対策部会において、各年度の府域の温室効果ガス排出量や対策の取組状況を点検・評価して進行管理していく旨を記載しています。  併せて、2025年の万博開催による社会情勢の変化や取組みの進捗状況のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うことを記載しています。  また、いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 85 | 63ページ | 63頁、対策の推進体制について。26頁、2つ目の◇マークに「新たな場の創設」とある。創設される「新たな場」で、本案の進行管理を府民に分かりやすく説明する機会を設けるべきである。遅れが生じている場合は、追加的な対策を検討するなど、本案そのものをアップデートしていくことも必要であるとの認識を明記すべきである。幅広い年齢層のさまざまなステークホルダーが参加し、透明性が確保された場で、府民が進行状況を理解し、地球温暖化の影響や将来予測について最新情報を学び、科学者や行政担当者と対話し、意見をとりまとめ、本案に反映するというプロセスをスケジュール化して示すべきである。 |
| 86 | 63ページ | 現状の体制を一層強化し、大阪府知事が先頭に立ち、関西広域連合を牽引する体制に変えるべきであると考えます。現状のままでは取り組みのスピードが上がらないではないでしょうか。 | 本計画の63ページに、地球温暖化に関する全国的、広域的な問題については、国や関西広域連合と連携して進めていくとともに、国等が得た知見等については、積極的に取り入れていくこと及び大阪府が実施した地球温暖化に関する優れた取組や知見などについては、積極的に全国に周知・普及していくことを記載しています。 |
| 87 | 63ページ | 情報を発信する部門を推進体制の中に組み入れるべき（速やかな情報の公開は透明性を確保する上で必須）。 | 今後の地球温暖化対策においては、推進体制におけるすべての関係機関・庁内関係部局による積極的な情報発信が重要と考えています。府としても、環境情報や取組状況等の速やかでわかりやすい発信に取り組んでいきます。 |
| 88 | 63ページ | 推進体制では、今は地球の「気候危機」であり、「気候非常事態宣言」を多くの国や行政が出している。2030年までのこの10年間が一番重要な機関であるので、「危機管理」を専門にあつかう「部局」クラスにして取り組みすべきである。 　本文63頁には「さらに、大阪府庁の推進体制（大阪府温暖化対策推進会議）においても、環境部局だけでなく、都市・住宅・防災・産業振興など他部局の取組みについて情報共有を図るなど、連携して取り組んでいきます。」とあるが、きわめて心もとない、緩い体制である。今はコロナ禍の対応しているが、これと同じ程度に、緊急的な、効果的な取り組みが必要である。現在を「危機的事態」としてしっかりと自覚し認識し、必要な対策ができるための予算も、人員も、整備すべき。 | いただいた内容については、御意見として承ります。 |
| その他 | | | |
| 89 | 啓発や抽象的な表現が多く、具体的な施策、とりわけ、助成や補助が少ない。また府民が何をすべきかがよくわからない。数値目標が少なく具体的に何をすれば数値がどう変化し、温室効果ガスがどう削減されるかが見えてこない。エネルギ－転換のための再エネの導入と全部門での省エネの具体的な取り組みが必要であり、また早急に取組まないと「買い替え」や「購入」時の省エネ機器・電動車等の導入機会が遅れて、特に住宅の購入機会は１度だけであり、早急の取り組みすべき。 | | 本計画の「第３章　2030年に向けて取り組む項目」に、府民の皆様に取り組んでいただくことも含め、今後の具体的な取組例を記載しています。  　また、本計画の17ページに、取組実績の進捗状況を把握するための取組指標等を記載しています。  さらに、本計画の63ページに、各年度の府域の温室効果ガス排出量や対策の取組状況を点検・評価して進行管理していく旨を記載しています。  　いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 90 | 啓発や抽象的な表現が多く、具体的な施策、とりわけ、助成や補助についての言及が少ないと思います。また。具体的に何をすれば数値がどう変化し、温室効果ガスがどう削減されるかが見えてきません。エネルギ－転換のための再エネの導入と全部門での省エネの具体的な取り組みが必要であり、また早急に取組まないと「買い替え」や「購入」時の省エネ機器・電動車等の導入機会が遅れていきます。電気器具の買い替えは10年単位で、2030年までの買い替えの機会は1回です。特に住宅の購入・建替えの機会は、2050年までに１回程度で、この買い替えや建て替えの機会を失することは大きなリスクとなります。早急な取り組みが必要です。 | |
| 91 | 全体を通じて。府が施策を通じて「促進する」という記述や「～する必要がある」という記述が多く、府が目指す定量的な数値目標が書かれていない。このままでは達成されたかどうかの検証ができない。明記すべきである。また、7～8頁にある通り、大阪府域における地球温暖化の影響は気候危機と認識すべき状況にあることから、「ゼロカーボンシティ表明」にとどまらず、「気候非常事態宣言」の宣言、「世界首長誓約／日本」への署名、「気候変動イニシアティブ」への参加を府として検討し、実現することを求める。これにより、大阪府の本気度を発信することができ、認知が広まることが期待できる。 | | 本計画の「第３章　2030年に向けて取り組む項目」に具体的な取組例を「実施中、実施予定、今後検討予定」に区分して明示しており、毎年度の管理指標や取組指標を設定して進捗状況を把握していきます。その上で、府として必要となる効果的な施策を適宜検討・実施し、最終的に達成すべき目標に向けて取り組んでいきます。  また、大阪府においては、2019年10月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しており、本計画では、あらゆる主体と気候危機の認識の共有を図りながら、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた2030年度目標を達成するための対策を実行することとしています。  このため、「気候非常事態宣言」を行う考えはありません。  いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。 |
| 92 | 大阪府、地球温暖化対策とってくださるなら、どうか工業式畜産が原因となる気候変動、気候危機を気にしてください。現在SNSなどで日本を含む世界中の様々な方が気候危機に注目しています。地球温暖化の1番の原因となっているのが畜産です。その対策として、菜食を給食に取り入れる国も多く出てきています。牛乳は植物性ミルクにかわっています。隣の京都ではレストラン等も外食で菜食の選択肢がとりやすいです。大阪市のサイトの検索フォームでビーガンと検索したら全然でてこないので恥ずかしくなります。地球温暖化対策について世界各国に遅れをとらないよう、また、動物の苦しみを減らすために工業式畜産から植物性の食事（代替肉や植物性ミルク）に切り替わっていってほしいです。車の排気ガス等を減らすより、かんたんなことであると考えます。 | | 本計画の27ページに、持続可能性に配慮した消費の拡大に向けた取組みとして、カーボンフットプリントの活用などにより、製品・食品に体化されたエネルギーの無駄を減らす賢い選択（COOL CHOICE）・エシカル消費を推奨し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する取組みを記載しています。  いただいた内容については、御意見として承ります。 |
| 93 | 地球温暖化対策としてぜひヴィーガンを推進していただきたいです。 　畜産・酪農から排出される温室効果ガスは全体の50%以上を占め、地球温暖化の最大要因となっています。 　他国では気候変動対策としてヴィーガン食を推進する動きが活発になってきています。 　動物にも環境にも健康にも優しいヴィーガンというライフスタイルを推進していただくよう、よろしくお願いいたします。 | |
| 94 | 畜産業による二酸化炭素排出量の多さも問題です 環境問題と健康の観点より お肉を週に1日でも減らして野菜を摂取する機会を増やそうという啓発運動などの促進 　上記ご検討お願いします | |
| 95 | 関西電力にある原子力発電所を廃炉させて、クリーンエネルギーや廃炉ビジネスで大阪の経済を元気にさせてほしいです。 | | 「おおさかスマートエネルギープラン（2021年３月）」の府民意見等の募集結果に記載するとおり、原子力発電については、国の政策判断によるものの、府市としては、最終的にはゼロを目指して、その依存度を可能な限り低下させていくべきと考えています。そのためにも、電力供給の安定性や効率性も考慮しながら、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上を進めていきます。  2030年時点の電源構成については、国において検討の上、示されるものと考えています。  ○「おおさかスマートエネルギープラン」の策定及び同プラン（案）に対する府民意見等の募集結果について  http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=40974 |
| 96 | 原発が無くても、電力供給は大丈夫です。 　関西電力に対して、原発の廃炉を進めるよう、温暖化対策を実施してください。 | |
| 97 | 行政として、情報を取りに来い！ではなく、発信して広く交流する！といった新たなスタンスで挑んでいただきたい。 | | 府民・事業者や市町村と気候危機の認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進していくための環境づくりを進めていきます。 |
| 98 | 地球温暖化対策全体を加速するためにも特に、大阪府下に世界No１のスマートシティ実現を図るという大目標が必要であると考えます。大阪万博を通じ、スマートシティ、スーパーシティの具体的な姿の発信をするべく、一層の取り組み強化をお願いしたい。 | | いただいた御意見は、今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。  また、内容については、関係部署にもお伝えします。 |
| 99 | 1970年大阪万博時点ですでに会場内車両の電動化が実現されていた事実を踏まえ、2025年万博は、会場内はもとより、会場に向かう公共交通機関の完全電動化が必須と考えます。環境エネルギー分野で世界をリードする関西企業を中心に実現の加速をお願いしたい。 | |
| 100 | 大阪の地球温暖化をストップするのであれば、大阪万博の開催は中止するべきであり、経済活動優先の万博開催と真逆の理念になるのではないでしょうか。  大阪万博での地球温暖化対策を明記するべき。 | |
| 101 | 具体的に取り組むべき項目は、１.気候に配慮した成長戦略の策定　２.炭素価格の段階的引き上げの実施　３.持続可能な成長支援のためのカーボンプライシングの導入　４.ESG投資の促進　５.グリーン転換の公正公平な意向の確保　６.炭素リーケージ（炭素価格が低い国への排出集約的な産業の生産移転）の防止であり、この実現に向けた大阪府独自（万博をモデルとして）の規制と緩和を実施すべき。特にバイオマスエネルギーの導入については、「カーボン」をキーファクターとして、炭素固定化技術（炭化）や再生可能エネルギー創出技術（メタン技術）を用いたWaste to Carbon Energy・Waste to Carbon Sink・Waste to Renewable Electric・Waste to Renewable Gasを万博会場に設置、もしくは、府内の既存施設利用により地域エネルギーのサステナビリティと社会経済におけるCMS（カーボン・マネジメント・システム）として具現化すべき（万博内の有機系廃棄物を全てエネルギーに転換）。また、新型コロナウィルス感染症が継続していると考えるのであれば、万博会場においてマスク等を含むプラスチック製品を配布・回収し、新たなエネルギー（サーマルリサイクル）として府内で活用すべき（海洋プラスチック問題等にも貢献）。 | |
| 102 | 他国事例を参考に、新規企業が参入しやすい政策を取り入れ、既存の規制や許認可制では生まれにくかった新たな潮流を生んで頂きたい。 | |
| 103 | 【SDGs14(海の豊かさを守ろう)】日本は、世界第６位の「排他的経済水域EEZ」を有する海洋国家として、生物多様性や循環型社会の価値観に根差した海洋エネルギー(波力・潮力等)や海洋資源を活用するフロントランナーを目指して頂きたい。大阪府も、海洋エネルギーや海洋資源の調査・研究・実用に向けて、長期的観点で推進する体制を産官学一体で整えて頂きたい。 | |
| 104 | 新型コロナウィルス感染症の世界的流行によって明白となったサプライチェーンの脆弱性、すなわち、サプライチェーンのレジリエンスとサステナビリティ、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代に向けた、社会・経済・生活の再設計（リ・デザイン）に最も必要な対策は、世界的な気候変動に伴う脱炭素化への大転換を求める「グリーン産業革命」であって、これを具体的に進めるための脱炭素・循環経済・分散型社会の大阪府における具体的なロードマップとマイルストーンの設計が必須。18世紀の産業革命と比較例題するとすれば「エネルギーの転換と脱炭素化」「ものづくり（産業）の脱炭素化」「交通・運輸の脱炭素化」「地域・くらしの脱炭素化」「カーボンリサイクル・シンク」の５つを革命の柱とし、事業単位の枠を超えたサプライチェーン全体の「サステナビリティ」と、地球規模での「サステナビリティ」の２局面においてカーボンニュートラルなイノベーションとソリューションを提起すべき。 | |
| 105 | 大阪府が副首都になるとの構想があるが、その関連性について明記がないので、副首都そのものの概念が各政策に反映されていないのであれば、大阪を副首都にする必要はない。  諸外国にも副首都という概念はないので、関西広域連合の中で、関西圏の代表として、都構想の住民投票の結果を尊重しながら、現状と課題を探ってほしい。 | | 本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進するために策定したものです。  いただいた内容については、関係部署にもお伝えします。 |
| 106 | 大阪都構想の２度の否決の住民投票の結果を踏まえて、大阪府は大阪市や堺市と切り離して、考えていくべきだと思います。 | |
| 107 | 「図 3-32 適応７分野」の「健康」は一番重要な項目だと思います。 　大阪府下には、遊郭が超法規的に存在しています。 　「不健康」な遊郭一掃に、2025年大阪万博までに取り組んでほしいです。 　YouTubeに大阪の不名誉が全世界に披露されているのは、府民として心が痛いです。知事や市長や府警本部長は何も思わないのでしょうか。 | | 本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進するために策定したものです。  いただいた内容については、御意見として承ります。 |